

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令
 制定：令和 2年 4月10日経済産業省令第37号

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令
 令和 2年 4月10日経済産業省令第37号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日 経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令 （火薬類取締法施行規則の一部改正）			
第一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。			
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。			
	改正後	改正前	
	(経済産業大臣の行う試験)	(経済産業大臣の行う試験)	
	第七十二条 経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。	第七十二条 経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所および期日ならびに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。	
	2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、経済産業大臣は、その旨を官報で告示する。	[新設]	
	(都道府県知事を行う試験)	(都道府県知事を行う試験)	
	第七十三条 [略]	第七十三条 [略]	

	2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、都道府県知事は、その旨を公告しなければならない。	[新設]	
	備考 表中の [] の記載は注記である。		

(容器保安規則の一部改正)

第二条 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前	
	(容器再検査の期間)	(容器再検査の期間)	
	第二十四条 [略]	第二十四条 [略]	
	2 [略]	2 [略]	

3 前二項の規定にかかわらず、 <u>経済産業大臣の認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由によりこれらの項の期間内に容器再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間</u> をもつて法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。	3 前二項の規定にかかわらず、 <u>経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る期間</u> をもつて法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。
第二十五条・第二十六条 [略]	第二十五条・第二十六条 [略]
(附属品再検査の期間)	(附属品再検査の期間)
第二十七条 [略]	第二十七条 [略]
2 前項の規定にかかわらず、 <u>経済産業大臣の認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に附属品再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ</u>	2 前項の規定にかかわらず、 <u>経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る期間</u> をもつて法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。

当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間をもつて法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。	
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(冷凍保安規則の一部改正)			
第三条 冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)の一部を次のように改正する。			
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分はこれに順次対応する改正後欄に掲げる既定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。			
	改正後	改正前	
	(特定施設の範囲等)	(特定施設の範囲等)	
	第四十条 [略]	第四十条 [略]	
	2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、三年に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。	2 法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査は、三年以内に少なくとも一回以上行うものとする。	

	3・4 [略]	3・4 [略]	
--	---------	---------	--

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)	(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)
第四十一条 [略]	第四十一条 [略]
2 前条第二項から第四項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「 <u>法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長</u> 」とあるのは「 <u>法第三十五条第一項第一号の協会</u> 」と、同条第三項中「 <u>事業所の所在地を管轄する都道府県知事</u> 」とあるのは「 <u>協会</u> 」と、同条第四項中「 <u>都道府県知事又は指定都市の長</u> 」とあるのは「 <u>協会</u> 」と読み替えるものとする。	2 前条第二項から第四項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「 <u>法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事又は指定都市の長</u> 」とあるのは「 <u>法第三十五条第一項第一号の規定により、協会</u> 」と、同条第三項中「 <u>事業所の所在地を管轄する都道府県知事</u> 」とあるのは「 <u>協会</u> 」と、同条第四項中「 <u>都道府県知事又は指定都市の長</u> 」とあるのは「 <u>協会</u> 」と読み替えるものとする。
3 [略]	3 [略]
4 前条第二項から第四項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「 <u>法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長</u> 」とあるのは「 <u>法第三十五条第一項第一号の指定保安検査機関</u> 」と、同条第三項中「 <u>事業所の所在地を管轄する都道府県知事</u> 」とあるのは「 <u>事業所の所在地において保安検査を行う指定保安検査機関</u> 」と、同条第四項中「 <u>都道府県知事又は指定都市の長</u> 」とあるのは「 <u>指定保安検査機関</u> 」と読み替えるものとする。	4 前条第二項から第四項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「 <u>法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事又は指定都市の長</u> 」とあるのは「 <u>法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関</u> 」と、同条第三項中「 <u>事業所の所在地を管轄する都道府県知事</u> 」とあるのは「 <u>事業所の所在地において保安検査を行う指定保安検査機関</u> 」と、同条第四項中「 <u>都道府県知事又は指定都市の長</u> 」とあるのは「 <u>指定保安検査機関</u> 」と読み替えるものとする。
5 [略]	5 [略]

第四十二条・第四十三条 [略]	第四十二条・第四十三条 [略]
(定期自主検査を行う製造施設等)	(定期自主検査を行う製造施設等)
第四十四条 [略]	第四十四条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 法第三十五条の二の規定により自主検査は、第一種製造者の製造施設にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の	3 法第三十五条の二の規定により自主検査は、第一種製造者の製造施設にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の

様式第25（第41条関係）						様式第25（第41条関係）					
	[略]	[略]	[略]				[略]	[略]	[略]		
			[略]	[略]					[略]	[略]	
	[略]						[略]				
	[略]						[略]				
	[略]						[略]				
	[略]	[略]					[略]	[略]			
	[略]						[略]				
	備考										
[略]						[略]					

備考 1・2 [略]	備考 1・2 [略]
3 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第40条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨	
(2) その他必要な事項	
4 [略]	3 [略]

様式第26（第41条関係）						様式第26（第41条関係）					
	[略]	[略]	[略]				[略]	[略]	[略]		
			[略]	[略]					[略]	[略]	
	[略]						[略]				
	[略]						[略]				
	[略]						[略]				
	[略]						[略]				

	[略]	[略]					[略]	[略]			
	[略]						[略]				
	備考										
[略]						[略]					

備考 1・2 [略]	備考 1・2 [略]
3 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第40条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨	
(2) その他必要な事項	
<u>4</u> [略]	<u>3</u> [略]

様式第27 (第42条関係)	様式第27 (第42条関係)
[略]	[略]
備考 1・2 [略]	備考 1・2 [略]
3 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第40条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨	
(2) その他必要な事項	
様式第28 (第42条関係)	様式第28 (第42条関係)
[略]	[略]
備考 1・2 [略]	備考 1・2 [略]
3 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第40条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨	
(2) その他必要な事項	

様式第40 (第55条関係)					様式第40 (第55条関係)				
[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]		
		[略]	[略]				[略]	[略]	
[略]					[略]				
[略]					[略]				
[略]					[略]				
[略]	[略]				[略]	[略]			

	[略]	[略]			[略]	[略]	
	[略]				[略]		
	備考						
[略]				[略]			

備考 1・2 [略]	備考 1・2 [略]
3 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第40条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨	
(2) その他必要な事項	
4 [略]	3 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(液化石油ガス保安規則の一部改正)			
第四条 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。			
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。			
	改正後	改正前	
	(第一種製造者に係る製造の許可の申請)	(第一種製造者に係る製造の許可の申請)	
	第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造	第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造	

設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する	設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する
--	--

<p>都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項、第四項及び第十項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、<u>第七十七条第三項、第五項及び第六項</u>、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。</p>	<p>都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項、第四項及び第十項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、<u>第七十七条第二項、第四項及び第五項</u>、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。</p>
2 [略]	2 [略]

<p>第三条の二～第七十六条 [略]</p>	<p>第三条の二～第七十六条 [略]</p>
<p>(特定施設の範囲等)</p>	<p>(特定施設の範囲等)</p>
<p>第七十七条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、<u>経済産業大臣</u>が定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。</p>	<p>第七十七条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、<u>告示</u>で定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。</p>
<p>2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保</p>	<p>2 法第三十五条第一項本文に規定する都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつて</p>

<p>安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。</p>	<p>は、経済産業大臣が定める期間）に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。</p>
	<p>二 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面</p>
	<p>二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面</p>

<p>3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。</p>	<p>[新設]</p>
<p>一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面</p>	

<p>二 使用を休止した特定施設について講じ</p>	
----------------------------	--

た措置を記載した書面	
4 法第三十五条第一項本文の規定により、 <u>第二項</u> の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（ <u>同項</u> の経済産業大臣が定める施設にあつては、 <u>同項</u> の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。	3 法第三十五条第一項本文の規定により、 <u>前項</u> の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（ <u>前項</u> の経済産業大臣が定める施設にあつては、 <u>前項</u> の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け又は行つたものとみなす。

5 法第三十五条第一項本文の規定により、 <u>第二項</u> の保安検査を受けようとする第一種製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により <u>第二項</u> の保安検査を受け、又は自ら行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十七の保安検査申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。	4 法第三十五条第一項本文の規定により、 <u>第二項</u> の保安検査を受けようとする第一種製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により <u>第二項</u> の保安検査を受け又は行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十七の保安検査申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
6・7 [略]	5・6 [略]

（協会等が保安検査を行う特定施設の指定等）	（協会等が保安検査を行う特定施設の指定等）
第七十八条 [略]	第七十八条 [略]
2 <u>前条第二項から第七項までの規定は</u> 、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、 <u>同条第二項から第七項までの規定中</u> 「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、 <u>同条第二項中</u> 「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、 <u>同</u>	2 <u>前条第二項から第六項までの規定は</u> 、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、 <u>同条第二項から第六項までの規定中</u> 「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、 <u>同条第二項中</u> 「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、 <u>同条第</u>

<p>条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、<u>同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、<u>同条第六項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</u></p>
3 [略]	3 [略]

<p>4 <u>前条第二項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。</u>この場合において、<u>同条第二項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、<u>同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p>4 <u>前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。</u>この場合において、<u>同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、<u>同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。</u></u></p>
5 [略]	5 [略]
第七十九条・第八十条 [略]	第七十九条・第八十条 [略]

(定期自主検査を行う製造施設等)	(定期自主検査を行う製造施設等)
第八十一条 [略]	第八十一条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
<p>4 法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、前項の製造施設が第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は前項の消費施設が法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか</p>	<p>4 法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、前項の製造施設が第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は前項の消費施設が法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか</p>

<p>どうかについて、一年（経済産業大臣が定める設備又は施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。</p>	<p>どうかについて、一年（告示で定める設備又は施設にあつては、告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。</p>
5・6 [略]	5・6 [略]

様式第37（第77条、第78条関係）	様式第37（第77条、第78条関係）
[略]	[略]
備考 1～4 [略]	備考 1～4 [略]
5 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	5 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。
(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨	[新設]
(2) 第77条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨	[新設]
(3) その他必要な事項	[新設]
6 [略]	6 [略]

様式第39（第78条関係）	様式第39（第78条関係）
[略]	[略]
備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。
(1) 申請者が認定完成検査実施事業者	[新設]

者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨	
(2) 第77条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨	[新設]
(3) その他必要な事項	[新設]
5 [略]	5 [略]

様式第40 (第78条関係)	様式第40 (第78条関係)
[略]	[略]
備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。
(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨	[新設]
(2) 第77条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨	[新設]
(3) その他必要な事項	[新設]
5 [略]	5 [略]

様式第41 (第79条関係)	様式第41 (第79条関係)
[略]	[略]
備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第77条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨	
(2) その他必要な事項	
様式第42 (第79条関係)	様式第42 (第79条関係)

[略]	[略]
-----	-----

備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第77条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨	
(2) その他必要な事項	

様式第54（第92条関係）	様式第54（第92条関係）
[略]	[略]
備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第77条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨	
(2) その他必要な事項	
5 [略]	4 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)			
第五条 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。			
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。			
	改正後	改正前	
	(第一種製造者に係る製造の許可の申請)	(第一種製造者に係る製造の許可の申請)	
	第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製	第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製	

	<p>造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第</p>	<p>造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第</p>	
	<p>一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第二十八条第二項、第三十七条の二、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第四項及び第十項、第六十七条第一項及び第二項、第</p>	<p>一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第二十八条第二項、第三十七条の二、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第四項及び第十項、第六十七条第一項及び第二項、第</p>	

	七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第三項、第五項及び第六項、第八十条第三項及び第五項、第八十一条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項及び第二項において同じ。)に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。	七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第二項、第四項及び第五項、第八十条第三項及び第五項、第八十一条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項及び第二項において同じ。)に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。	
	2 [略]	2 [略]	

第三条の二～第七十八条 [略] (特定施設の範囲等)	第三条の二～第七十八条 [略] (特定施設の範囲等)
第七十九条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、 <u>経済産業大臣が定める製造施設以外の製造施設</u> (以下「特定施設」という。)とする。	第七十九条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、 <u>告示で定める製造施設以外の製造施設</u> (以下「特定施設」という。)とする。
2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、 <u>一年(経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間)に一回受け、又は自ら行わなければ</u>	2 法第三十五条第一項本文に規定する都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査は、 <u>一年(告示で定める施設にあつては、告示で定める期間)に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十七の二の高压ガス製造施設休止</u>

ならない。ただし、災害その他やむを得ない	届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在
----------------------	----------------------

<p>事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。</p>	<p>地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（告示で定める施設にあつては、告示で定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。</p>
	<p>二 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面</p>
	<p>二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面</p>

<p>3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十七の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。</p>	<p>[新設]</p>
<p>一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面</p>	
<p>二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面</p>	

<p>4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大</p>	<p>3 法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（前項の告示で定める</p>
---	---

<p>臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。)の前後一月以内(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内)に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。</p>	<p>施設にあつては、前項の告示で定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。)の前後一月以内(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内)に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け又は行つたものとみなす。</p>
<p>5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする第一種製造者(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。)は、前回の保安検査の日(前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。)から一年を超えない日(第二項の経済産業大臣が定める施設(休止施設を除く。)にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前)までに、様式第三十八の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>	<p>4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする第一種製造者(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。)は、前回の保安検査の日(前項の規定により第二項の保安検査を受け又は行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。)から一年を超えない日(第二項の告示で定める施設(休止施設を除く。)にあつては、第二項の告示で定める期間が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前)までに、様式第三十八の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>

<p>6 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日(同項の経済産業大臣が定める施設(休止施設を除く。)にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前)までに、様式第三十八の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>	<p>5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日(第二項の告示で定める施設(休止施設を除く。)にあつては、第二項の告示で定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前)までに、様式第三十八の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>
<p>7 [略]</p>	<p>6 [略]</p>

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)	(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)
第八十条 [略]	第八十条 [略]
2 前条第二項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、 <u>同条第二項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</u>	2 前条第二項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、 <u>同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第六項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</u>
3 [略]	3 [略]
4 前条第二項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、 <u>同条第二項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。</u>	4 前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、 <u>同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。</u>
5 [略]	5 [略]
第八十一条・第八十二条 [略]	第八十一条・第八十二条 [略]

(定期自主検査を行う製造施設等)	(定期自主検査を行う製造施設等)
第八十三条 [略]	第八十三条 [略]
2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備又は消費施設(経済産業大臣が定めるものを除く。以下この条におい	2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備又は消費施設(告示で定めるものを除く。以下この条において同じ。

て同じ。)とする。)とする。
3 法第三十五条の二の規定により自主検査は、前項のガス設備が、第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は前項の消費施設が法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（経済産業大臣が定める設備又は施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。	3 法第三十五条の二の規定により自主検査は、前項のガス設備が、第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は前項の消費施設が法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（告示で定める設備又は施設にあつては、告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。
4・5 [略]	4・5 [略]

様式第38（第79条、第80条関係）	様式第38（第79条、第80条関係）
[略]	[略]
備考 1～4 [略]	備考 1～4 [略]
5 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	5 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。
(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨	[新設]
(2) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨	[新設]
(3) その他必要な事項	[新設]
6 [略]	6 [略]

様式第40（第80条関係）	様式第40（第80条関係）
[略]	[略]
備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、 <u>次に掲げる事項を記載すること。</u>	4 備考の欄には、 <u>申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。</u>
(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨	[新設]
(2) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨	[新設]
(3) その他必要な事項	[新設]
5 [略]	5 [略]

様式第41（第80条関係）	様式第41（第80条関係）
[略]	[略]
備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、 <u>次に掲げる事項を記載すること。</u>	4 備考の欄には、 <u>申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。</u>
(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨	[新設]
(2) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨	[新設]
(3) その他必要な事項	[新設]
5 [略]	5 [略]
様式第42（第81条関係）	様式第42（第81条関係）
[略]	[略]

備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨	
(2) その他必要な事項	

様式第43（第81条関係）	様式第43（第81条関係）
[略]	[略]
備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨	
(2) その他必要な事項	
様式第55（第94条関係）	様式第55（第94条関係）
[略]	[略]
備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨	
(2) その他必要な事項	
<u>5</u> [略]	<u>4</u> [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(ガス事業法施行規則の一部改正)			
第六条 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。			
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。			
	改正後	改正前	

	(消費機器に関する 周知)	(消費機器に関する 周知)	
	第百九十七条 法第百五十九条第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。	第百九十七条 法第百五十九条第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。	
	一 [略]	一 [略]	

二 ガス小売事業者（法第百五十九条第一項に規定するガス小売事業者をいう。以下この条から第二百条までにおいて同じ。）は、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、 <u>次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。ただし、経済産業大臣（周知に係る消費機器の設置の場所が一の産業保安監督部の所管区域内のみにある場合は、当該消費機器を設置する場所を所管する産業保安監督部長。）の承認を受けた場合は、この限りではない。</u>	二 ガス小売事業者（法第百五十九条第一項に規定するガス小売事業者をいう。以下この条から第二百条までにおいて同じ。）は、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、 <u>次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。</u>
イ～ハ [略]	イ～ハ [略]
三～五 [略]	三～五 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]

第百九十八条・第百九十九条 [略] (消費機器に関する調査)	第百九十八条・第百九十九条 [略] (消費機器に関する調査)
第二百条 法第百五十九条第二項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。	第二百条 法第百五十九条第二項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。
一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費機器の種類ごとに、同表の中欄に掲げる頻度で、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うこと。ただし、 <u>経済産業大臣（調査に係る消費機器の設置の場所が一の産業保安監督部の所管区域内のみにある場合は、当該消費機器を設置する場所を所管する産業保安監督部長。第四号において同じ。）の承認を受け</u>	一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費機器の種類ごとに、同表の中欄に掲げる頻度で、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うこと。ただし、 <u>経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。</u>

た場合は、この限りでない。	
表 [略]	表 [略]
二～五 [略]	二～五 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(コンビナート等保安規則の一部改正)			
第七条 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。			
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。			
	改正後	改正前	
	(特定施設の範囲等)	(特定施設の範囲等)	
	第三十四条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、 <u>経済産業大臣が定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。</u>	第三十四条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、 <u>告示で定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。</u>	
	2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事が行う <u>保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由</u>	2 法第三十五条第一項本文に規定する都道府県知事が行う <u>保安検査は、一年（告示で定める製造施設にあつては、告示で定める期間）に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在</u>	

	<p>によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。</p>	<p>地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行ったことのない製造施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該製造施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（告示で定める製造施設にあつては、告示で定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という）にあつては、当該製造施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。</p>	
		<p>一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面</p>	
		<p>二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面</p>	

<p>3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類</p>	<p>[新設]</p>
---	-------------

<p>を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行ったことのない製造施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該製造施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める製造施設にあつては、</p>	
---	--

前項の経済産業大臣が定める期間以上) であるもの (以下「休止施設」という。) にあつては、当該製造施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。	
一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面	
二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面	

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日 (同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。) の前後一月以内 (認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内) に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。	3 法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日 (前項の告示で定める製造施設にあつては、前項の告示で定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。) の前後一月以内 (認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内) に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け又は行つたものとみなす。
5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする特定製造者 (認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。) は、前回の保安検査の日 (前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。) から一年を超えない日 (第二項の経済産業大臣が定める施設 (休止施設を除く。) にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日、休止施設にあつては、当該	4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする特定製造者 (認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。) は、前回の保安検査の日 (前項の規定により第二項の保安検査を受け又は行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。) から一年を超えない日 (第二項の告示で定める製造施設 (休止施設を除く。) にあつては、第二項の告示で定める期間が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用し
施設を再び使用しようとする日の三十日前) までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。	ようとする日の三十日前) までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

<p>6 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（同項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>	<p>5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（第二項の告示で定める製造施設（休止施設を除く。）にあつては、第二項の告示で定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>
<p>7 [略]</p>	<p>6 [略]</p>

(協会等による保安検査証の届出等)	(協会等による保安検査証の届出等)
<p>第三十五条 [略]</p>	<p>第三十五条 [略]</p>
<p>2 前条第二項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前条第二項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>4 前条第二項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一</p>	<p>4 前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一</p>

<p>号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地</p>	<p>号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地</p>
---	---

を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、 <u>同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。</u>	を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、 <u>同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。</u>
5 [略]	5 [略]

第三十六条・第三十七条 [略]	第三十六条・第三十七条 [略]
(定期自主検査を行う製造施設)	(定期自主検査を行う製造施設)
第三十八条 [略]	第三十八条 [略]
2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備 <u>(経済産業大臣が定めるものを除く。以下この条において同じ。)</u> とする。	2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備 <u>(告示で定めるものを除く。以下この条において同じ。)</u> とする。
3 法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、ガス設備が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準(耐圧試験に係るものを除く。)に適合しているかどうかについて、 <u>一年(経済産業大臣が定める設備にあつては、経済産業大臣が定める期間)に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。</u>	3 法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、ガス設備が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準(耐圧試験に係るものを除く。)に適合しているかどうかについて、 <u>一年(告示で定める設備にあつては、告示で定める期間)に一回以上行わなければならない。</u>
4・5 [略]	4・5 [略]

様式第17 (第34条、第35条関係)	様式第17 (第34条、第35条関係)
[略]	[略]
備考 1～4 [略]	備考 1～4 [略]
5 <u>備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。</u>	5 <u>[] 内は、該当する一の機関の名称を記載すればよい。</u>
(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨	[新設]
(2) 第34条第2項ただし書の経済産	[新設]

業大臣が災害その他の事由を勘案して定める 期間に保安検査を受ける場合はその旨	
(3) その他必要な事項	[新設]
6 [略]	6 [略]

様式第19 (第35条関係)	様式第19 (第35条関係)
[略]	[略]
備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、次に掲げる事項を 記載すること。	4 備考の欄には、申請者が認定完成 検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、 特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の 場合にあつては、その旨を記載すること。
(1) 申請者が認定完成検査実施事業 者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業 者又は自主保安高度化事業者の場合にあつて はその旨	[新設]
(2) 第34条第2項ただし書の経済産 業大臣が災害その他の事由を勘案して定める 期間に保安検査を受けた場合はその旨	[新設]
(3) その他必要な事項	[新設]
5 [略]	5 [略]

様式第20 (第35条関係)	様式第20 (第35条関係)
[略]	[略]
備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、次に掲げる事項を 記載すること。	4 備考の欄には、申請者が認定完成 検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、 特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の 場合にあつては、その旨を記載すること。
(1) 申請者が認定完成検査実施事業 者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業 者又は自主保安高度化事業者の場合にあつて はその旨	[新設]

(2) 第34条第2項ただし書の経済産 業大臣が災害その他の事由を勘案して定める	[新設]
---	------

期間に保安検査を受けた場合はその旨	
(3) その他必要な事項	[新設]
5 [略]	5 [略]

様式第21 (第36条関係)	様式第21 (第36条関係)
[略]	[略]
備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第34条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨	
(2) その他必要な事項	
様式第22 (第36条関係)	様式第22 (第36条関係)
[略]	[略]
備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第34条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨	
(2) その他必要な事項	

様式第34 (第49条関係)	様式第34 (第49条関係)
[略]	[略]
備考 1～3 [略]	備考 1～3 [略]
4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。	[新設]
(1) 第34条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨	
(2) その他必要な事項	
<u>5</u> [略]	<u>4</u> [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(電気事業法施行規則の一部改正)

第八条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前	
	<p>第七十三条の六 法第五十一条第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十一条第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。</u></p>	<p>第七十三条の六 法第五十一条第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。</p>	
	<p>一 前回の法第五十一条第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、前回の<u>使用前安全管理審査</u>に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に第</p>	<p>一 前回の法第五十一条第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、前回の<u>法第五十一条第三項の審査</u>（以下「使用前安全管理審査」という。）に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受</p>	

	七十三條の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期	けた日から起算して三年を超えない日との間に第七十三條の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期	
	二・三 [略]	二・三 [略]	
	第七十三條の六の二～第九十四條 [略]	第七十三條の六の二～第九十四條 [略]	

第九十四條の二 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。	第九十四條の二 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。
一～五 [略]	一～五 [略]
2 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安	2 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安

監督部長（以下この条において単に「産業保安監督部長」という。）が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。	監督部長（以下この条において単に「産業保安監督部長」という。）が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。
一・二 [略]	一・二 [略]
三 災害その他やむを得ない事由により第一項に規定する時期又は前二号の規定により経済産業大臣又は産業保安監督部長が定める時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、産業保安監督部長が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。	三 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、産業保安監督部長が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
3 [略]	3 [略]
第九十四條の三・第九十四條の四 [略]	第九十四條の三・第九十四條の四 [略]

第九十四條の五 第九十四條第一号から第九号までに掲げる電気工作物の法第五十五條第	第九十四條の五 第九十四條第一号から第九号までに掲げる電気工作物の法第五十五條第
---	---

<p>四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。</u></p>	<p>四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。</p>
<p>一 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であつて、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期</p>	<p>一 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であつて、前回の法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期</p>
<p>二～六 [略]</p>	<p>二～六 [略]</p>

<p>2 第九十四条第十号から第十三号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に定期安全管理審査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。</u></p>	<p>2 第九十四条第十号から第十三号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。</p>
<p>一～三 [略]</p>	<p>一～三 [略]</p>
<p>第九十四条の五の二～第九十五条 [略]</p>	<p>第九十四条の五の二～第九十五条 [略]</p>

<p>(一般用電気工作物の調査)</p>	<p>(一般用電気工作物の調査)</p>
<p>第九十六条 [略]</p>	<p>第九十六条 [略]</p>
<p>2 法第五十七条第一項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。</p>	<p>2 法第五十七条第一項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。</p>
<p>一 調査は、一般用電気工作物が設置され</p>	<p>一 調査は、一般用電気工作物が設置され</p>

<p>た時及び変更の工事（ロに掲げる一般用電気工作物にあっては、受電電力の容量の変更を伴う変更の工事に限る。）が完成した時に行うほか、次に掲げる頻度で行うこと。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該頻度で行うことができなかつた場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに調査を行うものとする。</u></p>	<p>た時及び変更の工事（ロに掲げる一般用電気工作物にあっては、受電電力の容量の変更を伴う変更の工事に限る。）が完成した時に行うほか、次に掲げる頻度で行うこと。</p>
<p>イ ロに掲げる一般用電気工作物以外の一般用電気工作物にあっては、四年に一回以上</p>	<p>イ ロに掲げる一般用電気工作物以外の一般用電気工作物にあっては、四年に一回以上</p>
<p>ロ 一般用電気工作物の所有者又は占有者から一般用電気工作物の点検の業務（以下「点検業務」という。）を受託する事業を行うことについて、当該受託事業を行う区域を管轄する産業保安監督部長（当該受託事業を行う区域が二以上の産業保安監督部の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣。以下「所轄産業保安監督部長」という。）の登録を受けた法人（以下「登録点検業務受</p>	<p>ロ 一般用電気工作物の所有者又は占有者から一般用電気工作物の点検の業務（以下「点検業務」という。）を受託する事業を行うことについて、当該受託事業を行う区域を管轄する産業保安監督部長（当該受託事業を行う区域が二以上の産業保安監督部の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣。以下「所轄産業保安監督部長」という。）の登録を受けた法人（以下「登録点検業務受</p>

<p>託法人」という。）が点検業務を受託している一般用電気工作物（以下「受託電気工作物」という。）にあっては、五年に一回以上</p>	<p>託法人」という。）が点検業務を受託している一般用電気工作物（以下「受託電気工作物」という。）にあっては、五年に一回以上</p>
<p>二～五 [略]</p>	<p>二～五 [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

<p>（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）</p>			
<p>第九条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。</p>			
<p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>			
	改正後	改正前	
	（供給設備の点検の方法）	（供給設備の点検の方法）	

	第三十六条 [略]	第三十六条 [略]	
	<p>一 点検は、次の表の上欄に掲げる供給設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により同表下欄に掲げる回数で点検を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上点検を行うものとする。</p>	<p>一 点検は、次の表の上欄に掲げる供給設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p>	
	表 [略]	表 [略]	
	二・三 [略]	二・三 [略]	
	2 [略]	2 [略]	
	(消費設備の調査の方法)	(消費設備の調査の方法)	
	第三十七条 [略]	第三十七条 [略]	
	<p>一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により同表下欄に掲げる回数で調査を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上調査を行うものとする。</p>	<p>一 調査は、次の表の上欄に掲げる供給設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p>	
	<p>るときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上調査を行うものとする。</p>		

	る。		
	表 [略]	表 [略]	
	二～五 [略]	二～五 [略]	

第三十八条 [略]	第三十八条 [略]
(周知の方法)	(周知の方法)
第三十八条の二 周知を行う保安機関（以下この条から第三十八条の四までにおいて単に「保安機関」という。）は、その周知に係る一般消費者等に対し、供給開始時及び二年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で周知させることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上周知させなければならない。	第三十八条の二 周知を行う保安機関（以下この条から第三十八条の四までにおいて単に「保安機関」という。）は、その周知に係る一般消費者等に対し、供給開始時及び二年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。
2 保安機関は、その周知に係る一般消費者等が、次の各号に掲げる消費設備を所有し、又は占有する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該一般消費者等に対し、供給開始時及び一年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で周知させることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上周知させなければならない。	2 保安機関は、その周知に係る一般消費者等が、次の各号に掲げる消費設備を所有し、又は占有する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該一般消費者等に対し、供給開始時及び一年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。
一・二 [略]	一・二 [略]
3 [略]	3 [略]
第三十八条の三～第四十七条の二 [略]	第三十八の三条～第四十七の二条 [略]

(認定液化石油ガス販売事業者の報告義務)	(認定液化石油ガス販売事業者の報告義務)
第四十八条 [略]	第四十八条 [略]
2 前項において災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に報告することが困難	[新設]

であるときは、経済産業大臣が当該事由	
--------------------	--

を勧案して定める期間内に報告しなければならない。	
<u>3・4</u> [略]	<u>2・3</u> [略]
第四十九条～第八十条 [略]	第四十九条～第八十条 [略]
(充てん設備の保安検査)	(充てん設備の保安検査)
第八十一条 法第三十七条の六第一項本文の規定により都道府県知事が行う保安検査は、一年に一回 <u>受けるものとする</u> 。ただし、 <u>災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勧案して定める期間に一回受けるものとする</u> 。	第八十一条 法第三十七条の六第一項本文の規定により都道府県知事が行う保安検査は、一年に一回 <u>行うものとする</u> 。ただし、 <u>使用を休止した充てん設備であつて、当該充てん設備の許可をした都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査）を受けた日から当該充てん設備を再び使用しようとする日までの期間が一年以上であるもの（以下「休止充てん設備」という。）にあつては、当該充てん設備を再び使用しようとするときまで行わないものとする</u> 。

2 使用を休止した充てん設備であつて、当該充てん設備の許可をした都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査）を受けた日から当該充てん設備を再び使用しようとする日までの期間が一年以上であるもの（以下「休止充てん設備」という。）にあつては、当該充てん設備を再び使用しようとするときまで行わないものとする。	[新設]
<u>3～5</u> [略]	<u>2～4</u> [略]
第八十二条～第三百三十一条の二 [略]	第八十二条～第三百三十一条の二 [略]
(報告)	(報告)
第三百三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、毎事業年度経過後三月以内に、同表の中欄に掲げる事項を、 <u>同表の下表に掲げる者に報告</u>	第三百三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、毎事業年度経過後三月以内に、同表の中欄に掲げる事項を、 <u>同表の下表に掲げる者に報告</u>

しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければならない。	しなければならない。
表 [略]	表 [略]

様式第44 （第81条関係）	様式第44 （第81条関係）
[略]	[略]
1～3 [略]	1～3 [略]
4 その他特記事項	[新設]
(備考) 1・2 [略]	(備考) 1・2 [略]
3 第81条の災害その他やむを得ない事由により経済産業大臣又は都道府県知事が定めた期間内に受ける場合にあつては、その旨を記載すること。	[新設]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部改正)

第十条 ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前	
	(漏えい検査)	(漏えい検査)	
	第五十一条 道路に埋設されている導管（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものであって当該導管に関し第四十九条第四項に規定する装置が道路に設置されているもの）にあつては、当該道路に埋設されている本支管から当該装置ま	第五十一条 道路に埋設されている導管（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものであって当該導管に関し第四十九条第四項に規定する装置が道路に設置されているもの）にあつては、当該道路に埋設されている本支管から当該装置ま	

	での部分に限る。)は、次の表の上欄に掲げる導管の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。	での部分に限る。)は、次の表の上欄に掲げる導管の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。	
	一・二 [略]	一・二 [略]	
	三 経済産業大臣(導管の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、当該導管の設置の場所を所管する産業保安監督部長。)の承認を受けた場合	[新設]	
	表 [略]	表 [略]	

2 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓(特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。)は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。	2 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓(特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。)は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
一～四 [略]	一～四 [略]
五 経済産業大臣(導管の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、当該導管の設置の場所を所管する産業保安監督部長。)の承認を受けた場合	[新設]

表 [略]	表 [略]
3 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管（第一項に規定する導管の部分を除く。）、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。	3 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管（第一項に規定する導管の部分を除く。）、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
一～四 [略]	一～四 [略]
五 経済産業大臣（導管の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、当該導管の設置の場所を所管する産業保安監督部長。）の承認を受けた場合	[新設]
表 [略]	表 [略]
4 [略]	4 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(鉱山保安法施行規則の一部改正)			
第十一条 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。			
次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。			
	改正後	改正前	
	(保安図)	(保安図)	
	第四十七条 [略]	第四十七条 [略]	
	2 [略]	2 [略]	
	3 第一項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により第一項の期間内に同項の保安図の複本の提出が困難である場合には、鉱業権者は、経済	[新設]	

	産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に同項の保安図の複本を産業保安監督部長に提出しなければならない。		
	備考 表中の [] の記載は注記である。		

(国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正)			
第十二条 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。			
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。			
	改正後	改正前	
	(容器再検査の期間)	(容器再検査の期間)	
	第十五条 [略]	第十五条 [略]	
	2 [略]	2 [略]	
	3 前二項の規定にかかわらず、 <u>経済産業大臣の認可を受けた場合は、災害その他やむを得ない事由によりこれからの項の期間内に容器再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間</u> をもって法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。	3 前二項の規定にかかわらず、 <u>経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る期間</u> をもって法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。	
	第十六条・第十七条 [略]	第十六条・第十七条 [略]	

	(附属品再検査の期間)	(附属品再検査の期間)	
	第十八条 [略]	第十八条 [略]	
	2 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に附属品再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間をもって法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。	2 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る期間をもって法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。	
	備考 表中の [] の記載は注記である。		
附 則			
この省令は、公布の日から施行する。			
